

# 請 書

令和 6年12月18日

横浜市契約事務受任者

契約番号 2425020093

所在地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2

商号又は名称 株式会社 新生工具店

代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦

印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお届けします。

件 名 016-01 電動ハンドリフト（トラスコ中山） 2台 同等品可

契約区分  確定契約  概算契約（概算数量契約）

契約金額

百 十 百 十 千 百 十 万 千 百 十 円  
¥ 9 5 7 0 0 0

課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

十 百 十 千 百 十 万 千 百 十 円  
¥ 8 7 0 0 0

免税業者

内 訳 (品名：品質、形状等)	数 量	単 価	金 額
別紙内訳書のとおり	一式	870,000	870,000
合 計			870,000

納入場所（履行場所） 総務局の指定する場所

納入期限（履行期限） 令和 6年 12月 18日 から 令和 7年 3月 21日 まで

前 金 払  しない  する

部 分 払  しない  する

部 分 払 の 基 準  設計書のとおり

支 払 時 期 の 特 約 の 確 認 適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用  物品供給契約約款  物品製造(印刷製本)請負契約約款  
 委託契約約款  修繕請負契約約款  
 賃貸借契約約款  設計・測量等委託契約約款

※ 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。